平成２７年（フ）第５２号
札幌市西区宮の沢１条３丁目10番７号
破産者　原田建築株式会社
1　決定年月日　平成27年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７１号
茨城県東茨城郡茨城町大字前田768番地の４
破産者　株式会社オーク
1　決定年月日　平成27年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第７２号
（最後の住所）茨城県ひたちなか市大字勝倉1504番地１
破産者　亡楠田昌男相続財産
1　決定年月日　平成27年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第１７９号
茨城県水戸市石川１丁目3825番地の１
破産者　有限会社ブロートブルク
1　決定年月日　平成27年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第２９４号
栃木県鹿沼市東町１丁目９番７号、開始決定時の住所栃木県鹿沼市武子539番地23
破産者　鈴木　幸雄
1　決定年月日　平成27年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第２６５９号
東京都渋谷区鶯谷町15番７号　ライブリーＹＳビル404号
破産者　株式会社アド・シンク
1　決定年月日　平成27年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２８５２号
千葉県柏市豊四季703―36
破産者　佐々木雅道
1　決定年月日　平成27年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２８５３号
東京都足立区西保木間１丁目13―13―201
破産者　武者　文俊
1　決定年月日　平成27年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３１７４号
東京都品川区南品川５丁目13―15―303、住民票上の住所東京都港区芝２丁目26－６－1202
破産者　兼井　利幸
1　決定年月日　平成27年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３６０７号
東京都板橋区常盤台１丁目19―11
破産者　吉川　秀子
1　決定年月日　平成27年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４３２３号
東京都足立区千住元町37―８―202
破産者　清野　太史
1　決定年月日　平成27年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４４９０号
東京都港区南麻布１丁目３番12号　ランドハイム仙台坂501
破産者　株式会社デュナミス
1　決定年月日　平成27年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４４９１号
東京都足立区千住中居町25―６　栄昭ビル２Ａ
破産者　香山　千賀
1　決定年月日　平成27年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４６８９号
東京都豊島区西池袋５丁目19―16―1201、住民票上の住所東京都北区志茂２丁目３－７
破産者　澤田　大介
1　決定年月日　平成27年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４７１８号
東京都中央区銀座１丁目15番７号　マック銀座ビル303
破産者　ランドスティル合同会社
1　決定年月日　平成27年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４８３０号
東京都杉並区荻窪１丁目４－８－202
破産者　川上　貴志
1　決定年月日　平成27年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４８４９号
東京都世田谷区南烏山６丁目17―９―101
破産者　高嶋　宏之
1　決定年月日　平成27年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４８５２号
東京都大田区千鳥１丁目９－２－402
破産者　清水　綾奈
1　決定年月日　平成27年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４８８３号
東京都江戸川区西小岩５丁目２－４－305
三昌第３ビルマンション
破産者　朴　　孝淳
1　決定年月日　平成27年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４８８４号
東京都江戸川区西小岩５丁目２－４－305
三昌第３ビルマンション
破産者　金　　幸順
1　決定年月日　平成27年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４９００号
東京都品川区中延４丁目７－８－102
破産者　新井　晋治
1　決定年月日　平成27年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４９０１号
東京都品川区中延４丁目７－８－102
破産者　新井　敦子
1　決定年月日　平成27年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部